

緊急事態宣言解除後の議会の対応方針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>2 情報等の一元化</p> <p>(2) 当局への要望・確認のあり方</p> <p>① <u>議員において、確認、その他照会事項があれば、会派執行部を通して当局に申し出る。</u></p> <p>② 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。</p> <p>③ ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。</p> <p>3 代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催</p> <p>(1) 開 催</p> <p>① <u>当面の間、毎週金曜日（16:00～17:00）は必要なときに開催できるように日程の確保をお願いします。（開催の有無は事前に事務局より連絡）</u></p> <p>② <u>それ以外の場合でも必要な場合は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。</u></p>	<p>2 情報等の一元化</p> <p>(2) 当局への要望・確認のあり方</p> <p>① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。</p> <p>② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。</p> <p>3 代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催</p> <p>(1) 開 催</p> <p>① <u>会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。</u></p>